

苫小牧市共同研究支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市共同研究支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、市内企業が道内の研究機関の持つ専門知識や知見及び設備・機器等を活用し、共同で取り組む技術研究に対し補助金を交付することにより、産学官連携を活性化するとともに中小企業の技術力を向上し、もって地域産業の振興を図ること目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究機関とは、大学、工業高等専門学校及び公設試験研究機関とする。
- (2) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 本市に事業所又は事務所を有し、本市の市税の滞納がないこと。
- (2) 事業主又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業以外に従事させる事業主であること。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、中小企業者が研究機関と共同研究を行う次の各号に該当する事業とする。ただし、飲食店の新メニューの開発は、対象外とする。

- (1) 新製品、新サービス及び新技術の開発事業
- (2) 製造工程の合理化・効率化又は製品の高付加価値化に関する研究開発
- (3) 新素材、新技術の試験及び調査研究事業
- (4) その他本市工業の振興に寄与すると市長が認める研究開発

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に必要とする次に掲げる直接経費とする。ただし、消費税相当額を除く。

- (1) 原材料・副材料費

- (2) 治具・工具費
- (3) 使用料
- (4) 消耗品費（ただし、補助額の15%を上限）
- (5) 委託費
- (6) 旅費（ただし、補助額の10%を上限）
- (7) その他市長が認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額又は50万円の低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第8条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 共同研究事業の収支予算書
- (3) 苫小牧市共同研究支援補助金交付に係る誓約書及び同意書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、共同研究終了後30日以内又は当該補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研究機関との共同研究契約書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正、怠慢その他不適切な行為があったとき。
- (3) 交付決定後に生じた事業内容の変更等により、事業の全部又は一部を実施する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定の取消し等は、第11条による補助金額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(関係書類の保存)

第13条 補助金交付に係る書類は、実績報告から5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存することとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則 (令和2年4月7日改正)

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附 則 (令和3年4月13日改正)

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

附 則 (令和3年8月4日改正)

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則 (令和4年4月22日改正)

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。